

顧問先に 特定派遣業はおられませんか？

平成30年9月29日までに 一般派遣への切り替えが必要です！

先生方もニュース等の報道でご存じのとおり、平成27年9月に改正派遣法が施行され、平成30年9月29日を以て、特定派遣事業が廃止となります。現在、特定派遣事業の届け出をしている派遣会社様は、平成30年9月29日までに、改正法に基づく許可基準を満たして一般派遣事業への切り替えを済ませる必要があります。許可申請の手続きには3ヶ月~半年程度かかり、万一、期限までに切り替えがお済みでないと、無許可事業者による違法派遣として取り締まりの対象となり、最高で1年の懲役が課せられる可能性があります。派遣許可申請に必要な就業規則の作成・変更、届出及び助成金申請まで、めんどろな手続きは一切おまかせください。

先生方の手を煩わせる事はございません。

ぜひとも顧問先サービスの一環としてご活用下さい。

当方は、派遣会社が受講必須の、厚生労働省指定の派遣元責任者講習講師を5年で、通算100回以上、延べ3000人以上に実施し、更に、顧問先の87%が派遣会社です。法律と実務の両面に強い、派遣に特化した社労士事務所としての専門性を活かし、企業様にご指導、ご提案をさせて頂いております。安心してお任せください。

また、派遣労働者に関するキャリアアップ助成金など各種の助成金も承ります。
お気軽にご相談下さい。



横浜市西区みなとみらい5-3-2

PRCみなとみらいオーシャンタワー2310

公式HP <http://mmjinji.com/>

電話(045)664-3330 E-mail: info@mmjinji.com

日本唯一の「派遣に強い」東大卒女性社労士

みなとみらい人事コンサルティング 泉 文美